

## 大和市議会改革実行委員会設置要項

### (目的)

第1条 この要項は、大和市議会基本条例第21条に基づき、議会活動の不断の評価と改革を行うため、大和市議会改革実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

### (検討事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 議長からの諮問事項
- (2) 委員からの提案に関する事項
- (3) 議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項

### (委員の構成)

第3条 実行委員会の委員の定数は、大和市議会委員会条例第4条第2項の規定により定める議会運営委員会の委員の定数とし、各会派から選出された委員により構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりそれぞれ選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 実行委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員が属する会派から代理の議員を出席させることができる。
- 4 議事の決定は、全会一致を原則とする。

### (会議の公開)

第6条 実行委員会の会議は、公開を原則とする。

### (委員外議員の発言)

第7条 実行委員会は、委員外議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

### (傍聴人の発言)

第8条 実行委員会は、傍聴人から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

### (会議の報告)

第9条 実行委員会の検討事項は、必要に応じ適宜、議長にその結果を報告する。

### (委員の任期)

第10条 委員の任期は、議長に対して最終報告を行うまでの期間とする。

### (委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が実行委員会に諮って定める。

## 附 則

この要項は、令和6年5月15日から施行する。